



2026年7月1日

各 位

会 社 名 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 出 澤 剛
(コード：4689 東証プライム)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 坂 上 亮 介
(電話：03-6779-4900)

**(経過開示) 株式会社カカコムの資本政策に関する
法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ**

当社並びにベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）は、2026年5月14日付「カカコム株式会社の資本政策に関する提案書の提出についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、株式会社カカコム（以下「カカコム社」といいます。）に対し、2026年5月7日付及び同月13日付で、カカコム社の非公開化を含む資本政策に関する法的拘束力を有しない初期的な提案書を提出しておりました。

今般、ベインキャピタル及び当社は、ベインキャピタルの投資委員会における承認及び当社の取締役会における決議を行った上で、カカコム社に対し、2026年7月1日付で、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、カカコム社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップを公開買付者とする、カカコム社の普通株式及び新株予約権を対象とした現金対価の公開買付け、並びにその後のスクイーズアウト手続により、同社株式の全てを取得し、同社株式を非公開化することを内容とする、法的拘束力を有する提案書を提出しましたので、お知らせいたします。詳細については、別添のプレスリリースをご参照ください。

なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表いたします。

(添付)「株式会社カカコム

の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」

2026年7月1日

各位

ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP
会長
John Connaughton

LINEヤフー株式会社
代表取締役社長CEO
出澤 剛

**株式会社カカコムの資本政策に関する
法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ**

ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）及びLINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」といいます。）は、2026年5月14日付「カカコム株式会社の資本政策に関する提案書の提出についてのお知らせ」（以下「前回プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、株式会社カカコム（以下「カカコム社」といいます。）に対し、2026年5月7日付及び同月13日付で、カカコム社の非公開化を含む資本政策に関する法的拘束力を有しない初期的な提案書（以下、前者を「5月7日提案書」、後者を「本初期的提案書」といいます。）をそれぞれ提出してまいりました。

その後、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、カカコム社に対するデュー・ディリジェンスの実施などを通じてベインキャピタル及びLINEヤフーのそれぞれ並びにカカコム社の企業価値向上の最大化を念頭に検討及び対話を深めてまいりましたが、今般、ベインキャピタルの投資委員会における承認及びLINEヤフーの取締役会における決議を行った上で、カカコム社に対し、2026年7月1日付で、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、カカコム社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本SPV」といいます。）が、カカコム社の普通株式（以下「カカコム社株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を対象とした現金対価の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）、並びにその後のスクイーズアウト手続により、カカコム社株式の全て（但し、カカコム社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、カカコム社株式を非公開化すること（以下「本取引」といいます。）を内容とする、法的拘束力を有する提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出しました。

本提案書は、本公開買付けにおけるカカコム社の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を3,384円（但し、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）との間で本不応募契約（下記1.(2)に定義します。以下同じです。）を締結できた場合には、3,500円）とするものですが、その内容は下記のとおりです。

本公開買付けは、下記2.(5)のとおり、①カカコム社が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、カカコム社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨のカカコム社における取締役会決議が得られていることや、②本クリアランス（下記2.(4)に定義します。以下同じです。）が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること等を前提条件とするものです。

まず、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、カカコム社が賛同意見を表明しない限りは、本公開買付けを実施しないものと考えており、このため上記①の前提条件を置いております。この点、Kamgras 1株式会社（以下「Kamgras 1」といいます。）が、カカコム社株式及び本新株予約権を対象とする、買付け等の期間を2026年5月13日から2026年7月2日までとする公開買付け（以下「Kamgras 1公開買付け」といいます。）を実施しているところ、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けについて2026年5月13日付で提出した公開買付け届出書（以下「Kamgras 1届出書」といいます。）によれば、カカコム社は、Kamgras 1との間の公開買付け契約（以下「Kamgras 1公開買付け契約」といいます。）に基づき、Kamgras 1公開買付けの公開買付け期間の末日までの間、Kamgras 1公開買付

けへの賛同を維持し、これを撤回又は変更しない義務を負っているとのことであり、当該義務は本取引について法的拘束力のある提案が公表されることを含む手続（注）を充足しない限り維持されるため、ベインキャピタル及び LINE ヤフーが本取引について行う初めての法的拘束力のある提案である本提案書の提出時点においては、本公開買付けについて、①カカコム社の賛同意見及び応募推奨を得ることはできず、本提案書を踏まえた今後の協議に委ねられております。

（注） Kamgras 1公開買付契約においては、Kamgras 1公開買付けにおける公開買付価格を2%以上上回る公開買付価格によるカカコム社の非公開化を目的とする公開買付けに係る法的拘束力ある提案（但し、取引の実施に要する資金の確保について十分な確度を有すると客観的かつ合理的に認められ、かつ、取引の実施に要する許認可等の取得についての懸念が合理的に認められず、また、取引の実施に関する前提条件が明示され、当該前提条件の充足可能性についての懸念が客観的かつ合理的に認められないものに限ります。以下「適格対抗買付提案」といいます。）が公表された場合、カカコム社は、Kamgras 1に対して公開買付価格の変更について申し入れることができ、かかる申し入れの翌営業日から起算して10営業日以内（但し、遅くとも公開買付期間の末日の前営業日まで）に、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けにおける公開買付価格を適格対抗買付提案における公開買付価格以上の金額に変更しない場合、カカコム社は、本特別委員会（下記1. (1)に定義します。）の判断も十分に尊重した上で、Kamgras 1公開買付けへの賛同表明を撤回又は変更することができるものとされているとのことです。

ベインキャピタル及びLINE ヤフーは、(i)本提案書における本公開買付価格である3,384円（但し、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円）は、Kamgras 1公開買付けにおける買付け等の価格を、12.80%（但し、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、16.67%）上回っていること、(ii)ベインキャピタル及びLINE ヤフーは既にカカコム社に対するデュー・ディリジェンスを完了しており本提案書は初期的なものにとどまらない検討を経て提出していること、(iii)本提案書においては下記1. (1)のとおり具体的な企業価値向上策を提示していること、(iv)下記1. (2)のとおり、本SPVを通してOasisと本応募契約を締結しており（いずれも下記1. (2)に定義します。）、KDDI との関係では適格対抗買付け（下記1. (2)に定義します。）に該当すると考える本提案書と同内容の提案を提示した上で本不応募契約の締結に向けた協議の開始を打診する予定であり、また、株式会社デジタルガレージ（以下「DG」といいます。）が本公開買付けに応募しないとしても本公開買付けは十分成立し得ると考えており、本公開買付けの成立後にDGが本株式併合（下記1. (2)に定義します。）に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高く、本取引がKamgras 1届出書に記載された取引と比較して実現可能性の観点で劣後しているとはいえないことから、本取引はKamgras 1届出書に係る取引よりも優れたものであり、Kamgras 1届出書等の記載にかかわらず、当該提案についてカカコム社からご賛同いただける可能性が十分にあるものであって、適格対抗買付提案としての要件を充足していると考えております。そのため、カカコム社における一定の検討期間及びKamgras 1との公開買付価格変更の協議期間を経て、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けにおける公開買付価格を本公開買付価格以上の金額に変更しない場合には、2026年7月中旬から同月下旬頃には、当該提案への賛否についてカカコム社にご判断いただけると考えております。

また、②本クリアランスの取得までには一定の手続を要し、それに要する期間を現時点で正確に予想することも困難であるものの、下記2. (4)のとおり、本提案書提出時点において、カカコム社からの適切な協力が得られることを前提として、いずれも2026年9月中には完了することを見込んでおります。

上記の理由により、現時点において本SPVが本公開買付けを開始することはできないものの、本公開買付価格はKamgras 1公開買付けにおける買付け等の価格を上回り、また、下記1. (1)のとおりベインキャピタル及びLINE ヤフーはカカコム社の企業価値向上に貢献でき、本公開買付けはKamgras 1届出書に係る取引よりも優れたものであると考えられることから下記2. (5)の本公開買付けに係る前提条件の①及び②は十分に満たされる可能性があり、前提条件の③に記載された事態が生じることは稀であることから前提条件の③も十分に満たされる可能性があり、下記2. (4)のとおり前提条件の④も十分に満たされる可能性があり、①及び②が満たされカカコム社の協力を得られる場合には前提条件の⑤は容易に満たされると考えられ、ベインキャピタル及びLINE ヤフーは本提案書の提出に際して十分な検討を行った上で機関決定を経ており、他の前提条件が充足されて

いる限り本公開買付け実施のための承認及び決議を行うものと想定されるため、ベインキャピタル及びLINE ヤフーは、Kamgras 1 届出書及び前回プレスリリース等によってベインキャピタル及びLINE ヤフーが本取引を検討している事実が広く周知されている中、法的拘束力を有する対抗提案である本提案書をベインキャピタル及びLINE ヤフーがカカコム社に提出したとの事実は、同社株主の皆様に対して適時に提供すべき重要な情報であると考え、本日、本プレスリリースを公表することといたしました。

記

1. 本提案書の提出に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針

(1) 本提案書の提出に至った背景、目的及び意思決定の過程

ベインキャピタルは、全世界で約 2,250 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、約 80 名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社ファイントゥデイホールディングス、株式会社 INFOR ICH、株式会社 MC J、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、レッドバロングループ、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現株式会社 BREXA Holdings）、株式会社 T&K TOKA、株式会社 IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社 Linc' well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence 等、45 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 400 社、追加投資を含めると約 1,450 社以上に対して投資実績を有しております。

また、LINE ヤフーは、1996 年 1 月に米国 Yahoo! Inc. とソフトバンク株式会社の合弁により、日本法人「ヤフー株式会社」（以下「ヤフー」といいます。）として設立され、商用検索サイト「Yahoo! JAPAN」のサービスを開始し、1999 年 9 月には「Yahoo! ショッピング」及び「Yahoo! オークション」のコマース領域のサービスを開始しました。また、2018 年 6 月には、ソフトバンク株式会社との共同出資により PayPay 株式会社を設立し、モバイル決済サービス等の提供を開始しました。さらに、2019 年 10 月には、変化の激しいインターネット業界において、更なる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくことを目的として、持株会社体制へ移行し、商号を Z ホールディングス株式会社（以下「Z ホールディングス」といいます。）へ変更いたしました。その翌年度の 2021 年 3 月には、コミュニケーションアプリ「LINE」等を有する LINE 株式会社（以下「LINE」といいます。）と経営統合し、その後、グループシナジーの創出加速を目的として、2023 年 10 月には子会社である LINE、ヤフー、Z Entertainment 株式会社、Z データ株式会社との組織再編を経て、商号を Z ホールディングスから LINE ヤフー株式会社へ変更し、企業・サービスの垣根を超えたプロダクト開発・シナジー創出に取り組んでおります。なお、LINE ヤフーは、1997 年 11 月に日本証券業協会に株式を店頭登録、2003 年 10 月に東京証券取引所市場第一部に上場した後、2022 年 4 月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、現在においては東京証券取引所プライム市場に上場しております。

本提案書提出日現在、LINE ヤフーのグループは、LINE ヤフー、連結子会社 143 社、持分法適用関連会社 38 社により構成されており（以下「LINE ヤフーグループ」といいます。）、LINE ヤフーグループの展開する事業は「メディア事業」、「コマース事業」及び「戦略事業」に大別されます。「メディア事業」では、「Yahoo! ニュース」、「LINE NEWS」、「Yahoo! 検索」など多様なメディアサービスを提供し、企業などの広告を掲載することで収益を上げております。主に広告主向けに LINE ヤフー広告サービスを提供し、検索広告、アカウント広告、ディスプレイ広告等から構成されます。「コマース事業」は、e コマースを中心とした多様なサービスを展開し、「Yahoo! ショッピング」、

「LINE ギフト」等を運営しております。「戦略事業」は、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を起点に、クレジットカード、銀行、証券、保険等の様々な金融サービスの拡大を図っております。

本 SPV は、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、カカコム社に投資することを主たる目的として 2026 年 6 月 1 日にケイマン諸島法に基づき組成されたりミテッド・パートナーシップです。また、本 SPV の持分の全てを保有する BCPE Blitz Intermediate Holdings Cayman, L.P. に対して、本公開買付けの成立後、本取引の実行に必要な資金への充当を目的として、本公開買付けの決済時までの期間において、LINE ヤフーによる出資が行われることが予定されております。

なお、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）の完了後においては、本 SPV の子会社（以下「カカコム社祖父母会社」といいます。）及び本 SPV の孫会社となる株式会社（以下「カカコム社親会社」といいます。）がそれぞれ設立され、カカコム社親会社のもとに本 SPV が取得したカカコム社株式を移管することが予定されています。その後、ベインキャピタル及び LINE ヤフーが、それぞれカカコム社祖父母会社の株主となることが予定されています。この場合において、ベインキャピタル及び LINE ヤフーのカカコム社祖父母会社に係る株式保有関係は、経済的な持分比率が、ベインキャピタル：LINE ヤフー＝50.1：49.9、議決権比率が、ベインキャピタル：LINE ヤフー＝100：0 となるように設定することが予定されています。かかる株式保有関係を達成するため、LINE ヤフーが保有するカカコム社祖父母会社の株式は無議決権株式とされる予定ですが、当該無議決権株式には、議決権のある普通株式への転換請求権（普通株式を対価とする取得請求権）が付されることが予定されています。LINE ヤフーが保有する無議決権株式を普通株式へと転換した場合、カカコム社祖父母会社（ひいてはカカコム社）に係る議決権比率は、ベインキャピタル：LINE ヤフー＝50.1：49.9 となる予定です。なお、LINE ヤフーによる無議決権株式の普通株式への転換は、その時点で必要となる競争法上の手続を履践し、クリアランスが取得されることを条件とする予定です。

ベインキャピタルは、かねてより、カカコム社の有する強固な市場優位性、価格比較・メディア事業における高い競争力、並びに今後の事業拡張余地を踏まえ、カカコム社の事業の将来性及び潜在的価値を極めて高く評価していました。そのような中、ベインキャピタルが、カカコム社が 2026 年 4 月 23 日に公表した「本日の一部報道について」を受け、カカコム社が資本政策を含む様々な企業価値向上施策を検討していることを認識し、真摯な提案を行うことによりカカコム社の企業価値向上策の選択肢の一つを提供できる好機と考え、かつ、ベインキャピタルの資本提供力・ハンズオン型経営支援と、LINE ヤフーの事業基盤・データ・プロダクト開発力を組み合わせることが、カカコム社の長期的な企業価値向上に最も資する枠組みであると判断したため、2026 年 4 月 30 日、LINE ヤフーに対し、本取引の検討開始を打診したところ、LINE ヤフーにおいても、かねてよりベインキャピタルと同様にカカコム社の事業の将来性及び潜在的価値を極めて高く評価していたことから、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは協議を開始いたしました。

その後、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、ベインキャピタルはカカコム社の既存事業（価格.com 事業、食ベログ事業、求人ボックス事業）における収益性改善及び成長戦略の高度化、広告・サブスクリプションモデルの最適化、データ活用によるマネタイズ強化、並びにコスト構造の最適化及びオペレーションの高度化を支援可能であり、また、LINE ヤフーは自社サービスの広範なユーザー接点、プロダクト、データ、及び決済基盤を活用したカカコム社との業務提携を通じて、カカコム社の各事業との間で実効性のあるシナジーを創出できることから、ベインキャピタルの資本提供力及びハンズオン型経営支援と、LINE ヤフーの事業基盤及びデータ・プロダクト開発力を組み合わせることが、カカコム社の長期的な企業価値向上に最も資する枠組みであると 2026 年 5 月上旬に考えるに至り、2026 年 5 月 7 日、カカコム社株式 1 株当たりの買付け等の価格を 3,000 円とする公開買付けの実施等を通じたカカコム社の非公開化を含む資本政策に関する法的拘束力のない 5 月 7 日提案書をカカコム社に対して提出しました。その後、2026 年 5 月 13 日に Kamgras 1 公開買付けが開始されたことを受け、同日、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、上記公開買付けにおけるカカコム社株式 1 株当たりの買付け等の価格を 3,232 円に引き上げる旨の法的拘束力のない本初期的提案書をカカコム社に対して提出しました。Kamgras 1 届出書においては、5 月 7 日提案書におけるカカコム社株式 1 株当たりの買付け等の価格（3,000 円）が記載されていたところ、本初期的提案書においてはカカコム社株式 1 株当たりの買付け等の価格を 3,232 円に引き上げており、カカコム社の株主の皆様に対してベインキャピタル及び LINE ヤフーがカカコム社に対して 5 月 7 日提案書よりも高いカカコム社株式 1 株当たりの買付け等の価格での提案をカ

カクコム社に対して行い検討を継続していることについては情報提供すべきと判断し、前回プレスリリースを公表しました。

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、本初期的提案書の提出以降、カクコム社との間で継続的に協議及び交渉を行いました。まず、2026年5月22日に、カクコム社から、本取引に係る提案を実施するに至った経緯や本公開買付価格を3,232円とする算定根拠、資金調達の方針、想定される取引ストラクチャー等に係る質問を受領し、これに対して2026年5月25日に回答いたしました。その後、カクコム社からの要請に応じ、2026年6月3日に、カクコム社の主要株主との協議状況や資金調達手法等について、本初期的提案書の内容を補充する書面をカクコム社に対して提出いたしました。これらのやり取りの後、カクコム社からデュー・ディリジェンスの実施を認める旨の通知を受け、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、それぞれ、カクコム社の定めるプロセスに従って本取引の提案を行うことを含む秘密保持誓約書を差し入れた上で、2026年6月5日から2026年6月下旬にかけてカクコム社に対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました。

その間、2026年6月16日にはカクコム社から本取引のスケジュール、カクコム社の主要株主との協議状況、許認可等の取得のための手続に関する事項、本取引によるカクコム社への財務的な影響に関する事項等に係る質問を受領し、2026年6月23日に回答いたしました。また、2026年6月19日には、カクコム社の非公開化取引を検討するためにカクコム社が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からカクコム社の企業価値向上施策、本取引によりカクコム社に生じるデメリットの有無、本取引における手続の公正性等に係る質問を受領し、2026年6月23日に書面で回答するとともに、同日、本特別委員会からのインタビューに応じました。

以上の協議・交渉及びカクコム社に対するデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた同社の株式価値の評価を踏まえ、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、2026年7月1日付で、カクコム社に対して本公開買付価格を3,384円（但し、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円）とする本提案書を提出いたしました。

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、カクコム社の事業上の課題について、同社の事業ごとに、以下の①から④のとおりであると考えております。

- ①価格.com 事業においては、AI 検索結果あるいは、Agentic Commerce でユーザーの行動が完結し、価格.com のウェブサイトに入力しないゼロクリック問題
- ②食ベログ事業においては、東京以外の地方都市における飲食店広告・オンライン予約の「第一想起」の獲得、オンライン予約可能な席のタイムリーな提供
- ③求人ボックス事業においては、競合に伍するための認知度の引き上げ、応募者対応や選考管理、面接調整・実施といった周辺サービスの提供
- ④インキュベーション事業においては、M&A や新規投資を実行・管理する PMI 人材や事業開発人材の獲得

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、カクコム社の事業上の課題として認識している上記の点を踏まえ、今後の市場環境等の諸要素によって見通しは影響され得るものの、本取引を通じたカクコム社株式の非公開化により、機動的に経営資源を配分できる環境を整備した上で、ベインキャピタル及び LINE ヤフーがそれぞれ有する知見、経営資源、事業基盤を活用することで、カクコム社の企業価値の向上に貢献することができるものと考えております。カクコム社の企業価値向上のための具体的な施策として想定しているものは、ベインキャピタル及び LINE ヤフーのそれぞれについて、以下のとおりです。

まず、ベインキャピタルは、豊富な投資実績及びハンズオン型の経営支援の知見を活用し、以下のとおり、カクコム社の①既存事業における収益性改善及び成長戦略の高度化、②広告・サブスクリプションモデルの最適化、③データ活用によるマネタイズ強化、並びに④コスト構造の最適化及びオペレーションの高度化を支援可能と考えております。

- ①既存事業における収益性改善及び成長戦略の高度化

価格.com 事業については、通信・金融・保険等、各カテゴリにおけるパートナー企業との交渉力強化とスキーム設計を支援可能であり、食ベログ事業については、競争環境のモニタリング及び単価最適化の実行等を支援可能と考えております。

②広告・サブスクリプションモデル（注1）の最適化

求人ボックス事業について、求人ボックスの広告販売についての代理店・直販の最適なチャネルミックス設計、及びカカコム社の子会社である株式会社エンゲージのengage（採用支援ツール）事業のサブスクリプションモデルへのモデル転換シナリオの試算とロードマップ策定を支援可能と考えております。

（注1）「サブスクリプションモデル」とは、利用者が一定期間ごとに料金を支払い、製品やサービスを継続的に利用できる仕組みをいいます。

③データ活用によるマネタイズ強化

カカコム社の各事業のデータ基盤を活用した CVR（注 2）改善施策の具体化と、ブランド広告費の ROI（注 3）最適化を支援可能と考えております。

（注2）「CVR (Conversion Rate)」とは、サイト訪問者数のうち、購入や申込みなど成果に至った割合を示す指標をいいます。

（注3）「ROI (Return on Investment)」とは、投資した費用に対してどれだけの利益が得られたかを示す投資対効果の指標をいいます。

④コスト構造の最適化及びオペレーションの高度化

AI 活用によるオペレーション効率化の加速、グループ横断での人材再配置計画の高度化、及びインフラコスト最適化の実行支援を行いたいと考えております。

また、LINE ヤフーは、以下の①から④の4点において、自社サービスの広範なユーザー接点、プロダクト、データ、及び決済基盤を活用したカカコム社との業務提携を通じて、カカコム社の各事業との間で実効性のあるシナジーを創出し、持続的な成長及び企業価値向上に貢献できるものと考えております。なお、LINE ヤフーは、カカコム社と LINE ヤフーの間の「シナジー」は、当面、カカコム社の観点からカカコム社にとってのメリットが認められることを前提として、独立当事者間の提携関係の中で推進するものと考えております。

①カカコム社メディアへのユーザー送客

Yahoo!検索、Yahoo! JAPAN、LINE 公式アカウント、LINE ミニアプリ及びAgent i 等のLINE ヤフーの自社サービスを活用し、価格.com、食ベログ及び求人ボックスといったカカコム社メディアへの送客を強化することにより、単なるユーザー規模の合算ではなく、ユーザーの日常的な検索・会話・購買検討等の文脈に沿って、カカコム社が有する専門性の高い情報・データ・サービスと連携することで、カカコム社における、より購買・予約・応募意欲の高いユーザーの獲得に貢献することが期待できると考えております。

②価格.com × AI Agent ～決済体験

価格.com 事業については、AI Agent 及び価格.com のデータ・カタログ・口コミ等を連携させることで、探索、比較、提案、購入及び決済までを一気通貫で提供する新たな購買体験を構築することが期待できると考えております。かかる連携にあたっては、Agent i 起点及びカカコム社の各サービス起点の双方からユーザー接点を拡張することで、カカコム社のメディアとしての独立性と強みを維持したまま、AI 時代における新たなメディア体験とユーザー送客の最大化を、Agent i 及びカカコム社の双方にメリットのあるモデルとして実現することが期待できると考えております。

③飲食店向け包括的 DX ソリューション

食ベログ事業については、LINE ヤフーの強みである LINE のユーザー基盤及び PayPay の決済基盤と、食ベログが有する飲食店ネットワーク及び予約基盤を組み合わせることで、集客・予約、店舗業務・運営 DX、入店・注文・決済、CRM（注4）、再来店促進等を含む飲食店向けの包括的 DX ソリューション（注5）を展開することが期待できると考えております。これにより、飲食店に対する提供価値を拡張し、食ベログの既存事業基盤の更なる強化・拡張を図ることが可能と考えております。

（注4）「CRM（Customer Relation Management）」とは、顧客情報や対応履歴を一元管理し、良好な顧客関係の構築・維持を図る手法やシステムをいいます。

（注5）「DX ソリューション」とは、デジタル技術を活用して業務プロセスやビジネスモデルを変革し、企業の競争力向上を図る製品やサービスをいいます。

④HR DX ソリューションの深化と拡張

求人ボックス事業については、求人ボックスが有する求人検索・応募データ及びアルゴリズムと、LINE ヤフーの強みである Yahoo! JAPAN が有するユーザー接点並びに LINE 公式アカウント及びカカコム社の子会社である株式会社エンゲージの engage（採用支援ツール）事業の ATS 機能（注6）等の採用関連サービスを連携させることで、求人募集・掲載から採用管理、内定後管理、労務管理に至るまでの HR DX ソリューションの深化・拡張が期待できると考えております。

（注6）「ATS（Applicant Tracking System）機能」とは、求人応募者の情報や選考状況を一元管理し、採用業務を効率化する機能をいいます。

なお、LINE ヤフーのグループが「LINE ID」や「PayPay」等のサービスを提供していることから、本取引の実施により、カカコム社のメディアの中立性（特定の経済圏、特定の ID・ポイント・決済手段に依存しないことを意味します。）が毀損されるというディスシナジーが発生することも一般には想定され得るものの、LINE ヤフーは、他社 ID や他社決済手段を排除・冷遇するような排他的な囲い込みを行うことは想定しておらず、本取引の実施によりカカコム社に具体的なディスシナジーが生じることは想定しておりません。

また、ベインキャピタルは、LINE ヤフーの意向も確認した上で、2026年5月中旬から、カカコム社の主要株主である Oasis Management Company Ltd.（以下「Oasis Management」といいます。）並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティである Oasis Investments II Master Fund Ltd.（所有株式数 10,347,876 株、所有割合（注7）5.19%）、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.（所有株式数 11,969,002 株、所有割合 6.00%）及び Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.（所有株式数 15,883,670 株、所有割合 7.96%）（以下、Oasis Management と併せて「Oasis」といいます。合計所有株式数 38,200,548 株、合計所有割合 19.14%）（Oasis の所有株式数及び所有割合はいずれも 2026年7月1日現在。以下同じです。）との間で、本公開買付けが開始された場合における、本公開買付けへの応募の可能性について協議を開始しました。そして、2026年6月22日、ベインキャピタルより、Oasis に対し、本 SPV が Kamgras 1 公開買付けにおける公開買付価格を上回り、かつ、Oasis が納得する価格にて本公開買付けを開始した場合には、Oasis が保有するカカコム社株式を本公開買付けに応募することを内容とする応募契約（以下「本応募契約」といいます。）の締結を打診したところ、同日、Oasis より、同契約の締結に応じる意向である旨の回答を受領しました。そして、本 SPV は、2026年7月1日、Oasis との間で、本応募契約（注9）を締結いたしました。

（注7）「所有割合」とは、(i)カカコム社が2026年6月17日に提出した「第29期 有価証券報告書」（以下「カカコム社有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在のカカコム社の発行済株式総数（198,218,300株）から、(ii)カカコム社有価証券報告書に記載された2026年3月31日現在のカカコム社が所有する自己株式数（382,033株）を控除した株式数（197,836,267株）に、(iii) Kamgras 1届出書において、Kamgras 1がカカコム社から報告を受けたとされる2026年5月13日現在残存する本新株予約権（17,166個（注8））の目的となる株式数（1,716,600株）を加算した株式数（199,552,867株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

(注8) Kamgras 1届出書によれば、Kamgras 1がカカコム社から2026年3月31日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（17,166個、目的となるカカコム社株式数：1,716,600株）の内訳は以下のとおりとのことです。

新株予約権の名称	個数	目的となるカカコム社株式の数
第8回新株予約権	43個	4,300株
第10回新株予約権	62個	6,200株
第11回新株予約権	56個	5,600株
第13回新株予約権	93個	9,300株
第14回新株予約権	82個	8,200株
第15回新株予約権	69個	6,900株
第16回新株予約権	32個	3,200株
第17回新株予約権	94個	9,400株
第18回新株予約権	111個	11,100株
第19回新株予約権	12,204個	1,220,400株
第20回新株予約権	4,320個	432,000株

(注9) 本応募契約の概要は以下のとおりです。

本 SPV が本公開買付価格を3,384円以上の価格とする本公開買付けを開始した場合、一定の前提条件（注10）が全て充足されていることを条件として、Oasis は、Oasis が本公開買付けの開始時点でそれぞれ保有するカカコム社株式の全て（以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨（以下「本応募義務」といいます。）の合意をしております。また、本応募契約において、以下の内容を合意しております。

- (ア) 本公開買付けに係る公開買付期間（以下「本公開買付期間」という。）の末日の前営業日までに、第三者により、本公開買付価格を1%以上上回る金額に相当する公開買付価格により、カカコム社株式の全部の取得を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）が開始され（既に継続中の公開買付けにおいて公開買付価格が引き上げられた場合を含む。）、又は、Oasis が、第三者から、本公開買付価格を1%以上上回る金額に相当する価格により、本応募合意株式の全部を取得する旨の真摯かつ具体的な提案（以下「対抗提案」という。）を受け、かつ、Oasis が、本 SPV に対して、本公開買付価格を、当該対抗公開買付けに係る買付価格又は当該対抗提案に係る価格（以下「対抗価格」という。）以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は本公開買付期間の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日（但し、当該申し入れの日が本公開買付期間の末日の2営業日前の日より後である場合には、本公開買付期間の末日）までに、本公開買付価格が対抗価格以上の金額に変更されない場合、Oasis は、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、本応募義務を負わない。
- (イ) Oasis は、本 SPV が、その理由の如何を問わず、応募株券等の全部の買付けを行わないことを公表した場合、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、本応募義務を負わない。
- (ウ) Oasis は、本応募契約の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、本応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わない。但し、Oasis 間で行われる譲渡、担保設定その他の処分はこの限りではない。
- (エ) Oasis は、自ら又は他の者をして、本公開買付けその他本応募契約で企図される取引と、直接又は間接に、競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。以下「抵触行為」という。）に関する積極的な勧誘、提案、情報提供等の誘引行為を行わない。本 SPV 以外の第三者から抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、実務上合理的に可能な限り速やかに本 SPV にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について本 SPV と誠実に協議する。なお、本（エ）に記載の義務は、Oasis が、抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを行った第三者との間で、本応募合意

株式の全部又は一部の譲渡、担保設定その他の処分に向けた協議を行うことを妨げるものではない。

- (オ) Oasis は、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始日から本公開買付けの決済開始日までの間、本応募契約に明示的に定める事項を除き、本 SPV の事前の書面による承諾なく、カカコム社の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使してはならない。
- (カ) Oasis は、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始日から本公開買付けの決済開始日までの間に開催されるカカコム社の株主総会において議決権を行使できる場合、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 株主提案に係る議案、及び(iii) 可決されればカカコム社グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有するカカコム社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする。
- (キ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とするカカコム社の株主総会が、本公開買付けの決済開始日以降に開催される場合、Oasis は、本応募合意株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、法令等上許容される範囲において、本 SPV の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）をとるものとする。但し、本公開買付けが成立した場合であっても、本応募契約の定めに基づいて、Oasis が本応募義務を負わず、応募を撤回し、又は応募の結果成立した本応募合意株式の買付けに係る契約を解除した場合には、Oasis は前文に定める義務を負わない。
- (ク) Oasis 及び本 SPV は、本応募契約締結日以降、(i) 自らの表明及び保証（注11）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ii) 自らの本応募契約上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。
- (注10) 本応募契約において、以下の事由がOasisによる応募の前提条件として規定されています。
- (1) 本公開買付けが、金融商品取引法その他の法令の定めに従い適法に開始され、撤回されていないこと
 - (2) ①本公開買付けのいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、そのおそれもなく、また、②本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのおそれもないこと
 - (3) 本応募契約に基づき本 SPV が、本 SPV が本公開買付けの開始日として決定した日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること
 - (4) 本 SPV による表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
 - (5) Oasis が知っている、カカコム社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定めるものをいう。）及びカカコム社の株券等の公開買付け等の中止に関する事実（金融商品取引法第167条第2項に定めるものをいう。）で未公表のものが存在しないこと。
 - (6) 本応募契約の履行（本 SPV が本公開買付けに応募されたカカコム社株式の全てを取得すること及びそれに伴う資金調達を含む。）のために取得又は履践する必要がある許認可等について、クリアランスの取得が完了していること又は本公開買付け期間中にクリアランスの取得が完了することが合理的に見込まれること（但し、Oasis Management のみが、当該合理的な見込みを判断する唯一かつ絶対の権限を有する。）。
- (注11) 本応募契約において、Oasis Management は、本 SPV に対して、Oasis Management に関し、①設立及び存続、②本応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在について、Oasis に関し、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧カカコム社株式の保有について表明及び保証を行っております。本 SPV は、Oasis に対して、①設立及び存続、②本応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。

その他、本応募契約においては、本応募契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本応募契約においては、(i)相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、(ii)相手方当事者の本応募契約上の義務の重大な不履行があった場合、(iii)相手方当事者につき倒産手続の開始の申立てがなされた場合が解除事由として、(a)本 SPV が本公開買付けを適法に撤回した場合、(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、又は(c)上記の注9の(ア)又は(イ)に基づき Oasis が本応募義務を負わず、応募を撤回し、応募の結果成立した本応募合意株式の買付けに係る契約を解除した場合が終了事由として規定されております。また、本応募契約においては、Oasis は、本公開買付けの開始日から起算して80営業日以内に、本公開買付期間満了日(本公開買付期間が延長された場合(複数回の延長を含む。))には、当該延長後の買付期間の満了日をいう。)が到来しない場合には、本 SPV に対して書面で通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が規定されています。

(2) 本公開買付価格の算定の経緯及び基礎

(i) 買付け等の価格の算定の経緯

本公開買付価格の決定に至る経緯については、上記「(1)本提案書の提出に至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(ii) 買付け等の価格の算定の基礎

ア 普通株式

本提案書は、本公開買付価格を3,384円(但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円)として提出しています。

ベインキャピタル及びLINEヤフーは、本公開買付価格を決定するにあたり、カカコム社が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、カカコム社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等、カカコム社の取締役会による本公開買付けへの賛同有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、LINEヤフーにおいてはこれに加えてゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス証券」といいます。))による財務見地からの助言も踏まえ、2026年7月1日に本公開買付価格を3,384円(但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円)として本提案書を提出しました。なお、LINEヤフーは、2026年5月上旬、ゴールドマン・サックス証券を、LINEヤフー、ベインキャピタル、本SPV及びカカコム社並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しており、財務見地からの助言を受けていますが、現時点ではゴールドマン・サックス証券からカカコム社の株式価値についての算定書は受領しておりません。

なお、本公開買付価格である3,384円(但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円)は、Kamgras 1公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場におけるカカコム社株式の終値2,121円に対して59.55%(但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合の本公開買付価格(3,500円)においては65.02%。小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、プレミアム又はディスカウントの計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,103円に対して60.91%(同66.43%)、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,949円に対して73.63%(同79.58%)、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,166円に対して56.23%(同61.59%)のプレミアムを加えた価格となります。また、本提案書提出日の前営業日である2026年6月30日の東京証券取引所プライム市場におけるカカコム社株式の終値3,390円に対して0.18%のディスカウントとなる価格(同3.24%のプレミアムを加えた価格)となり、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,336円に対して1.44%(同4.92%)、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,923円に対して15.77%(同19.74%)、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,467円に対して37.17%(同41.87%)のプレミアムを加えた価格となります。

なお、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、カカコム社の第二位株主（2026年3月31日現在）であるKDDI（所有株式数：35,016,000株、所有割合：17.55%）との間で、KDDIが、その所有するカカコム社株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募せず、その後のカカコム社の臨時株主総会においてカカコム社の株主を本SPV及びKDDIのみとし、カカコム社株式を非公開化するための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の一環である株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案に賛成した上で、本スクイーズアウト手続の完了後にカカコム社による自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に応じることを内容とする不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結したいと考えておりますが、本提案書提出日現在、ベインキャピタル及びLINEヤフーは、KDDIとの間で本不応募契約の締結についての具体的な協議を開始できておりません。

ベインキャピタルは、LINEヤフーの意向も確認した上で、2026年6月中旬、KDDIと本不応募契約の締結についての協議を行うことを試みましたが、協議の開始には至りませんでした。Kamgras 1届出書によれば、KDDIは、Kamgras 1公開買付けにおける公開買付価格を2%以上上回る買付価格によりカカコム社株式の全てを対象とし、カカコム社の非公開化を目的とする公開買付け（以下「適格対抗買付け」といいます。）に関する書面による真摯かつ具体的な提案を受領した場合を除いてKamgras 1公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、又はその実行を困難にし、若しくはその実行に悪影響を与え、又は、それらのおそれのある取引に関する提案若しくは提案の勧誘、情報提供、協議、合意若しくは契約等の締結、又は推奨若しくは支援の提供を行わないことを合意しているとのことであり、ベインキャピタル及びLINEヤフーとしては、協議開始の働きかけに対するKDDIの反応も踏まえると、このことがKDDIとの間で協議を開始できていない理由であると認識しております。しかし、Kamgras 1届出書によれば、KDDIは、適格対抗買付けに係る提案を受領した場合には、合理的に必要な範囲で当該提案者と協議を行うことができる旨が記載されており、ベインキャピタル及びLINEヤフーとしては、2026年7月3日までに、本提案書と同内容の提案書をKDDIに対しても提出する予定であり、本不応募契約の締結に向けた協議の開始を働きかけたいと考えております。なお、本公開買付価格はKamgras 1公開買付けにおける公開買付価格を2%以上上回るものであり、本公開買付けはカカコム社株式の全てを対象とし、カカコム社の非公開化を目的とする公開買付けであることから、適格対抗買付けに該当すると考えております。

本SPVがKDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合、本自己株式取得に係る取得価格（以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取額が、仮にKDDIが本公開買付けに応募したと仮定した場合の税引後手取額と実質的に同等となる金額（公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法27条の2第3項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいいます。）とすることを予定しており、その場合、本自己株式取得価格は本公開買付価格より低い金額となります。本自己株式取得価格が本公開買付価格より低く設定されることにより、本公開買付価格を引き上げることが可能となり、本公開買付けによりKDDIが所有するカカコム社株式も含めた全てのカカコム社株式の買付け等を行う場合と比べて、本公開買付けを通じてカカコム社の少数株主の皆様により高い価格での売却機会を提供することができることとなります。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにKDDIに提案する予定のものです。上記を踏まえ、本SPVがKDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、本公開買付価格を3,500円まで引き上げることが予定しております。

他方、カカコム社の第一位株主（2026年3月31日現在）であるDG（所有株式数：40,917,700株、所有割合：20.50%）は、前回プレスリリース等に関し、2026年6月5日付で「ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP及びLINEヤフー株式会社による株式会社カカコム社の資本政策に関する提案書の提出について」と題する開示を行っており、「カカコムとの資本関係の継続を非常に重要かつコアとなる戦略的投資として位置付けている」としていただきますので、DGとカカコム社との資本関係の継続を想定していない本公開買付けにご協力いただける可能性は低いと判断し、現時点で、DGとの間で協議・交渉を行う予定はあ

りませんが、DGから協議の打診があれば真摯に対応してまいります。なお、DGが本公開買付けに応募しないとしても、本提案書において提案をしている本公開買付け価格である3,384円（但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円）は、Kamgras 1公開買付けに係る公開買付け価格を12.80%（但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、16.67%）上回るものであることから、本公開買付けは十分成立し得ると考えており、また、本公開買付けの成立後にDGが本株式会社併合に係る議案に反対したとしても当該議案は可決される見込みが高いことは、下記「2. 本提案書の概要」の「(3) 本公開買付けにおける買付け予定数の下限」のとおりです。

イ 新株予約権

本新株予約権のうち、第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、行使条件として、当該新株予約権の行使期間内において、カカコム社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を行使することができることとされているところ（以下「本地位喪失行使条件」といいます。）、Kamgras 1届出書によれば、当該新株予約権に係る新株予約権者は、カカコム社の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はいないとのことであり、第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が未到来であることから、権利行使条件を充足しておらず、仮に本SPVが本公開買付けにより当該本新株予約権を取得したとしても、当該本新株予約権を行使することができないため、上記各回における本新株予約権に係る買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）をいずれも1円として本提案書を提出しました。

また、第16回新株予約権については、権利行使期間が到来しており、権利行使条件を充足していますが、本SPVにおいて当該新株予約権を取得しても当該新株予約権を行使することはできないことから、第16回新株予約権の本新株予約権買付け価格も1円として本提案書を提出しました。

(3) 本取引後の経営方針

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、本取引によりカカコム社株式を非公開化した後は、上記「(1) 本提案書の提出に至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、カカコム社の事業の更なる成長に取り組んでいく方針です。

本取引後のカカコム社の経営方針等について、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立後、カカコム社の現在の経営体制（業務執行取締役を含む業務執行体制）を当面維持することを基本方針として、カカコム社の企業価値を更に向上させる観点から、LINE ヤフーの意見も踏まえ、カカコム社と協議した上で決定していく予定ですが、本提案書提出日現在において具体的に決定又は合意している事項はありません。

また、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、カカコム社の役員に対して、カカコム社の企業価値向上の成果の適切な共有を通じ、本 SPV 及びカカコム社の役員が一丸となって、カカコム社の中長期的な成長と企業価値向上を図るためのインセンティブ設計を検討する予定ですが、具体的な内容及び導入時期は未定です。

2. 本提案書の概要

(1) 本取引の目的

上記「1. 本提案書の提出に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」の「(1) 本提案書の提出に至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりです。

(2) 本公開買付け価格

上記「1. 本提案書の提出に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」の「(2) 本公開買付価格の算定の経緯及び基礎」に記載のとおりです。

(3) 本公開買付けにおける買付予定数の下限

ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 131,805,000 株（所有割合：66.05%）に設定することを前提に、本提案書を提出しております。買付予定数の下限（131,805,000 株）については、本基準株式数（199,552,867 株）から、Kamgras 1 届出書において、Kamgras 1 がカカコム社から報告を受けたとされる 2026 年 5 月 13 日現在残存する本新株予約権（但し、カカコム社から 2026 年 5 月 13 日現在において行使可能であるものと報告を受けた第 16 回新株予約権を除きます。17,134 個）の目的となる株式数（1,713,400 株）を控除（注 1）した株式数に係る議決権の数（1,978,394 個）に 3 分の 2 を乗じた議決権の数（1,318,930 個。小数点以下切り上げ）から、Kamgras 1 届出書において、Kamgras 1 がカカコム社から報告を受けたとされる 2026 年 5 月 13 日現在残存する譲渡制限付株式報酬としてカカコム社の各取締役及び各執行役員に付与された同社の譲渡制限付株式（146,904 株。以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、カカコム社の取締役が保有している株式数（合計 88,178 株）に係る各取締役の議決権（合計 880 個）（注 2）を控除した議決権の数（1,318,050 個。以下「本基準議決権数」といいます。）に、カカコム社の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（131,805,000 株）としております。

（注1） Kamgras 1届出書によれば、本新株予約権のうち、(i)第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、本地位喪失行使条件が定められているところ、当該新株予約権に係る新株予約権者は、カカコム社の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はおらず、(ii)第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が未到来であるため、公開買付期間中に第16回新株予約権以外の本新株予約権が行使され、当該新株予約権に係る新株予約権者に対してカカコム社株式が交付されることは想定されていないとのことです。また、本 SPV は、本公開買付けが成立した場合には、カカコム社に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な実践することを要請する予定です。そのため、買付予定数の下限の設定に際し、第16回新株予約権以外の本新株予約権の目的となるカカコム社株式の数は、考慮しておりません。なお、第16回新株予約権に関しては、行使条件として、割当日以降権利行使時点までカカコム社若しくはカカコム社の子会社の役員又は従業員としての地位を継続していることが定められているとのことです。当該新株予約権に係る新株予約権者は、カカコム社の執行役員のみとのことであり、かつ、当該新株予約権者は2026年5月13日時点においてもカカコム社の執行役員としての地位を継続しているとのことです。

（注2） 本譲渡制限付株式のうち、カカコム社取締役所有分に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、カカコム社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、同社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募を推奨することを決議した場合、本譲渡制限付株式を所有するカカコム社の取締役からも、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同いただけるものと考えていることから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式のうちカカコム社の取締役が保有している株式数に係る議決権の数を控除しております。

また、本 SPV が KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、本基準議決権数から、本不応募株式に係る議決権数である 350,160 個を差し引いた議決権数である 967,890 個に、カカコム社の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（96,789,000 株）（所有割合：48.50%）を下限とする予定です。

一方で、カカコム社の株主にはパッシブ・インデックス運用ファンド（株式をはじめとする

投資運用資産の市場のベンチマークとなる株価指数等の指数（インデックス）と投資成果が連動することを目的として運用することにより、市場平均並みの収益率を確保することを目指すファンドを意味します。）が一定数存在していると理解しており、Kamgras 1 届出書によれば、カカコム社が実施した 2026 年 3 月 31 日基準のカカコム社株主の機関投資家判明調査の結果、一般的に上記の傾向を有するとされているパッシブ・インデックス運用ファンドのうち、国内パッシブ・インデックス運用ファンドに限定したとしても、当該時点で合計 20,930,333 株（所有割合：10.49%）のカカコム社株式が国内パッシブ・インデックス運用ファンドにより所有されていることが認識されているとのことです。

パッシブ・インデックス運用ファンドについては、2019 年 6 月 28 日に経済産業省により公表された「公正な M&A の在り方に関する指針」において「特に近年の我が国の資本市場動向としてパッシブ・インデックス運用ファンドの規模が拡大しているところ、その中には、取引条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わない投資家も存在する」と指摘されているとおり、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、パッシブ・インデックス運用ファンドは、一般的に、公開買付けの条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わないものの、その後のスクイーズアウト手続における株主総会においては株式併合に係る議案に対して賛成の議決権行使を行う方針を有している傾向にあると認識しております。したがって、本公開買付けの成立後、本 SPV が所有するカカコム社の議決権数と、国内パッシブ・インデックス運用ファンドが所有するものとして特定されたカカコム社株式の数（20,930,333 株）に係る議決権数を合算することで、カカコム社の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上とすることができれば、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本株式併合に係る議案が可決される蓋然性は一般的に高いといえます。そのため、ベインキャピタル及び LINE ヤフーとしては、本公開買付けの成立の確実性を高めつつ、本公開買付け成立後の本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を低下させることが可能となるように、国内パッシブ・インデックス運用ファンドが所有するものとして特定されたカカコム社株式の数（20,930,333 株）に係る議決権数を考慮した下限を設定することも検討しておりますが、最終的にどのような下限とするかについては、本提案書提出後、カカコム社と協議の上、最終的な決定を行うことを予定しております。なお、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、本公開買付けに関し、本 SPV によるカカコム社の非公開化を実現することが困難となるような下限（例えば、Kamgras 1 公開買付けに係る現在の買付予定数の下限を前提とした場合に、Kamgras 1 公開買付けと本公開買付けの双方が成立するような大幅に引き下げた下限等）を設定することは予定しておりません。

なお、仮にパッシブ・インデックス運用ファンドが保有するカカコム社株式を考慮して下限を設定し、かつ、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案に DG が反対したとしても、同議案が可決される可能性が高いと考えております。すなわち、本公開買付けにおいて、仮にパッシブ・インデックス運用ファンドが保有するカカコム社株式（20,930,333 株）に係る議決権数（209,303 個）を考慮した下限を設定する場合、下限となる株式数に係る議決権数は、1,108,747 個になります。一方、カカコム社の過去 5 年間の定時株主総会における議決権行使比率の最小値は 83.85%であるところ、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が上記最小値と同等であった場合、当該株式併合に係る議案において行使される議決権の個数は、2026 年 3 月 31 日現在のカカコム社の総株主の議決権 1,977,987 個を用いると、これに上記最小値（83.85%）を乗じた 1,658,543 個（小数点以下切り上げ）と計算され、当該議決権数に 3 分の 2 を乗じた議決権数は、1,105,696 個（小数点以下切り上げ）となります。このように、仮にパッシブ・インデックス運用ファンドが保有するカカコム社株式を考慮して下限を設定した場合であっても、本公開買付け成立後に本 SPV が保有する議決権数（1,105,696 個以上の数）は、カカコム社の過去の株主総会における議決権行使比率のうち、DG の反対の影響が最も大きくなる比率を考慮したとしても、本株式併合に係る議案を決議するために必要となる議決権数を上回ります。したがって、パッシブ・インデックス運用ファンドが保有するカカコム社株式を考慮して下限を設定し、かつ、DG が株式併合議案に反対したとしても、本株式併合に係る議案が可決される可能性が高いと考えております。

本公開買付けにおいて、買付予定数の下限をカカコム社の取締役が保有する本譲渡制限付株

式の数（及び本不応募契約を締結できた場合には本不応募株式の数）と併せてカカコム社の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権の数を確保できる株式数に設定しない場合、本公開買付けの成立後、本SPVが保有するカカコム社株式及びカカコム社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権（並びに本不応募契約を締結できた場合にはKDDIが所有するカカコム社株式に係る議決権）の合計数がカカコム社の総株主の議決権の数の3分の2を下回る可能性があり、その場合、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できません。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合には、本SPVは、最終的にカカコム社株式の全て（カカコム社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、カカコム社株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点におけるカカコム社の株主の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案がカカコム社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、新たな公開買付けにより、カカコム社株式を追加取得し、カカコム社株式の非公開化を目指すことを検討する予定です。当該追加取得を行う場合、本SPVは、カカコム社が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、本公開買付け価格と同一の価格によりカカコム社株式を取得することを想定しておりますが、具体的な方針については、本提案書提出日現在決まっておりません。

(4) 想定スケジュール

冒頭記載のとおり、Kamgras 1届出書によれば、カカコム社は、Kamgras 1公開買付け契約に基づき、適格対抗買付提案が公表された場合、カカコム社は、Kamgras 1に対して公開買付け価格の変更について申し入れることができるということです。そして、かかる申し入れの翌営業日から起算して10営業日以内（但し、遅くとも公開買付け期間の末日の前営業日まで）に、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けにおける公開買付け価格を適格対抗買付提案における公開買付け価格以上の金額に変更しない場合、カカコム社は、本特別委員会の判断も十分に尊重した上で、Kamgras 1公開買付けへの賛同表明を撤回又は変更することができることとされている（カカコム社はかかるプロセスを経ない限り賛同表明を維持する義務を負っている）ということです。

ベインキャピタル及びLINEヤフーは、2026年7月1日付で本提案書を提出しているところ、本提案書における本公開買付け価格である3,384円（但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、3,500円）は、Kamgras 1公開買付けにおける買付け等の価格を、12.80%（但し、KDDIとの間で本不応募契約を締結できた場合には、16.67%）上回っており、当該提案は適格対抗買付提案としての要件を充足していると考えておりますので、カカコム社における一定の検討期間及びKamgras 1との公開買付け価格変更の協議期間を経て、Kamgras 1がKamgras 1公開買付けにおける公開買付け価格を本公開買付け価格以上の金額に変更しない場合には、2026年7月中旬から同月下旬頃には、当該提案への賛否についてカカコム社にご判断いただけると考えております。当該提案はカカコム社の賛同を前提としておりますので、カカコム社から賛同意見を表明いただけることとなりましたら、本SPVは、本公開買付けの開始予定に関するプレスリリースを公表する予定です。

なお、本公開買付けの開始時期は、本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得（以下「本クリアランス」といいます。）の完了見込み時期も踏まえて今後判断いたしますが、現時点では、ベインキャピタル及びLINEヤフーのリーガル・アドバイザーの助言も踏まえ、カカコム社からの適切な協力が得られることを前提として、2026年9月頃を見込んでおります。本SPVは、本提案書提出時点において、本クリアランスとして、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく届出、②外国為替及び外国貿易法に基づく届出、並びに③オーストラリア競争法に基づく免除決定が必要となることを想定しており、カカコム社からの適切な協力が得られることを前提として、いずれも2026年9月中には完了することを見込んでおります。

(5) 前提条件

本提案書においては、以下の事項を本公開買付け開始の前提条件として、カカコム社への提案を行っております。かかる前提条件が充足されないことが明らかになった場合、本 SPV は、本公開買付けを実施せず本取引の検討を中止するものとします。

- ①本公開買付けに対して、カカコム社が賛同意見を表明し、カカコム社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨のカカコム社における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ②本特別委員会において、カカコム社が本公開買付けに賛同意見を表明し、カカコム社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ③金融商品取引法第 27 条の 11 第 1 項但書に定めるカカコム社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと
- ④本クリアランスが完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること
- ⑤カカコム社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）でカカコム社が公表（同条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと
- ⑥本取引を実施するに当たって必要となるベインキャピタルの投資委員会による最終承認及び LINE ヤフーの取締役会決議が完了すること

上記の⑥につきましては、冒頭記載のとおり、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、本提案書の提出について、それぞれ、投資委員会による承認及び取締役会決議を得ておりますが、本取引の実施そのものについては、本公開買付けの詳細含め諸条件を具体的に固めた上であらためて承認・決議をする必要があり、かかる手続上の要請により、前提条件としているものです。

(6) 資金調達的手法

本取引に係る決済資金は、ベインキャピタル及び LINE ヤフーそれぞれからの本 SPV に対する直接又は間接的な出資及び金融機関からの融資により充当することを予定しております。本 SPV は、当該出資に関して Bain Capital Asia Fund VI, L.P. からのエクイティコミットメントレターを取得するとともに LINE ヤフーの預金残高証明書を確認済みです。当該融資に関しては、2026 年 7 月 1 日付で、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社きらぼし銀行、株式会社あおぞら銀行、及び株式会社 SBI 新生銀行から、本融資に係るコミットメントレターを取得しております。

(7) 公開買付代理人

本公開買付けに係る公開買付代理人については、株式会社 SBI 証券を予定しております。

3. 今後の見通し

今後、前提条件の充足見込み時期に変更が生じた場合その他開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表いたします。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、カカコム社に対する本公開買付けを含む取引に係る法的拘束力を有する提案書の提出を一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本公開買付けが開始された場合に売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとなります。

【米国規制】

本公開買付けは、開始された場合、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、本 SPV は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとなります。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成される予定ですが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとなります。ベインキャピタル、LINE ヤフー、本 SPV 及びその関連者 (カカコム社を含みます。) 並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、カカコム社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 12 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。本 SPV 又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で本 SPV が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、ベインキャピタル、LINE ヤフー、本 SPV 又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、カカコム社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとなります。